従七位に叙する（以上八月十六日）
（国土交通技官）
従六位に叙する（八月十七日）
　山口　健治
　道法　眞一
　新山　正則
従六位に叙する（八月十八日）
**○叙勲**
旭日単光章を授ける（各通）（八月六日）
　車田　一嗣　白毛　敏道
旭日単光章を授ける（各通）（八月七日）
　本田　司郎　三井　清史
旭日単光章を授ける（各通）（八月八日）
　北爪　貞雄　澤田　勇作　吉田　隆次
旭日単光章を授ける（各通）（八月八日）
　古川　一夫
旭日双光章を授ける
　今井　穹　川又　稔
　中田　義明　米山源太郎
旭日単光章を授ける（各通）（以上八月九日）
　佐藤　幸雄　望月　進　森田　豊
瑞宝双光章を授ける（各通）
　纐纈　泰教　山口　壽江
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月六日）
　田中　大三　早田　達夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）
　河野　誠　西村　勲　藤川　光夫
　三宅　泰行　山田　秀一　渡澤　辰男
瑞宝双光章を授ける（各通）
　有馬　徹眞　大場　勇　志谷　隆三
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月七日）
（横浜国立大学名誉教授）
　上原　陽一
瑞宝中綬章を授ける
（大阪大学名誉教授）
　井畑　敏一
瑞宝小綬章を授ける
　赤松昭一郎　植松　弘
　加藤　昭夫　古屋　雅雄　大田　之則
　高倉　二夫　高島　保　佐藤　隆
　奈良　義美　本田　正行　高橋　通夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
　江本　愛蔵
（横手市消防司令）
　嶋方　秀雄　柴田　満
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月八日）
　長井　教展
　半田　一郎　住　悦雄
瑞宝中綬章を授ける
　栗原　雅憲　西城　雅夫
　大塚　政壽　鈴木　淳　佐藤　勝彦
　土屋　武二　鶴岡喜久夫　米川　洋一
瑞宝双光章を授ける（各通）
　青山　時政　齊藤　文雄
（青森県警部補）
　三宅　正史　山本　壯明　千田　恒
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月九日）
　佐伯　泰男
瑞宝小綬章を授ける
　岡田　修身　吉田　博
瑞宝双光章を授ける（各通）
　安藤小二郎
　楠　牧夫　篠崎　敬隆
　丹　英臣　松本　正博
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十日）
　志賀　齊
瑞宝小綬章を授ける
　生田　茂　小林　辰威
瑞宝双光章を授ける（各通）
　関　榮二
瑞宝単光章を授ける（以上八月十一日）
　川添　義成
瑞宝小綬章を授ける
　竹本　宏　本島　富夫　安田　俊次
瑞宝双光章を授ける（各通）
（川崎市消防司令）
　皆藤　保好
瑞宝単光章を授ける（以上八月十二日）
　村田　幸治
瑞宝単光章を授ける（八月十四日）
　竹田　勇作
瑞宝単光章を授ける（八月十五日）
　福島　実
瑞宝中綬章を授ける
　山口　健治
瑞宝単光章を授ける（以上八月十六日）
（国土交通技官）
　道法　眞一
瑞宝双光章を授ける（八月十七日）

# 官庁報告

## 官庁事項

### 内閣府防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項の規定に基づき、内閣府防災業務計画を修正したので、災害対策基本法第36条第2項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成21年9月15日

内閣総理大臣　麻生　太郎

内閣府防災業務計画の修正について

一．修正の目的
消費者庁設立に伴い、内閣府防災業務計画を修正した。

二．修正年月日
平成21年9月1日

三．修正の要旨
物価の安定に関する措置の部分を削除した。

### 登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十一年九月十五日

国土交通大臣　金子　一義

海上保安学校
代表者の氏名
（変更前）
井下田廣明
（変更後）
眞嶋　洋

### 登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録海技免許講習に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十一年九月十五日

国土交通大臣　金子　一義

一　海上保安学校
㈠　代表者の氏名
（変更前）
学校長　井下田廣明
（変更後）
学校長　眞嶋　洋
二　海上保安大学校
㈠　代表者の氏名
（変更前）
大学校長　黒田　正
（変更後）
大学校長　梅田　宜弘

### 登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録船舶職員養成施設に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十一年九月十五日

国土交通大臣　金子　一義

一　海上保安学校
㈠　代表者の氏名
（変更前）
学校長　井下田廣明
（変更後）
学校長　眞嶋　洋
二　海上保安大学校
㈠　代表者の氏名
（変更前）
大学校長　黒田　正
（変更後）
大学校長　梅田　宜弘

## 労　働

### 労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、愛媛労働局の関係事業主を代表する者堀内裕志の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成21年9月15日

厚生労働大臣　舛添　要一

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、愛媛労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成21年9月25日

4　推薦書及び添付書類提出先　愛媛労働局労働基準部労災補償課